

大町市告示第158号

大町市税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第19号）第2条の規定による改正後の大町市税条例（昭和59年条例第31号）附則第24条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち市長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定する全ての行事とする。

令和2年12月21日

大町市長 牛 越 徹